

令和6年度 指針の更新（（仮称）市民活動推進計画への格上げ）に関するスケジュール

資料3-2

内容	令和5年度				令和6年度												令和7年度												令和8年度		
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
1 スケジュール調整																															
2 第2期策定方針の調整																															
3 ★ R5第4回推進委員会 （指針の更新説明）		★ （下旬）																													
4 行政計画策定の スケジュール調整																															
5 第1期指針の評価方法の検討																															
6 アンケートのたたき作成																															
7 ★ R6第1回推進委員会 （評価方法の検討、アンケート のたたき）																															
8 アンケート案作成																															
9 アンケート実施準備																															
10 ★ R6第2回推進委員会 （評価方法の確定、アンケート 案の確定）																															
11 アンケート実施																															
12 アンケート集計・分析																															
13 ★ R6第3回推進委員会 （アンケートの結果報告、指 針への反映について）																															
14 計画案ver1.1~1.n （素案）作成																															
15 ワーキング①開催																															
16 ワーキング②開催																															
17 ★ R6第4回推進委員会 （計画案ver1.nの確認）																															
18 計画案ver2.1~2.n作成																															
19 庁内意見公募																															
20 意見公募手続き																															
21 意見とりまとめ・発表																															
22 ★ R7第1回推進委員会 （意見公募の概要報告、進捗 状況の報告）																															
23 計画案ver3.1~3.n （完成を目指す）																															
24 ★ R7第2回推進委員会 （最終報告）																															
25 計画案ver4.1~4.n ここで最終完成																															
26 12月議会報告（準備含む）																															
27 最終調整・決裁																															
28 計画施行																															
29 広報関連																															

推進委員会に諮るためには、委員会日から1か月前に資料を調整する必要があることに注意！

アンケート実施期間は概ね1か月。9月1日から～30日を想定。

【市民活動推進委員会ワーキング】  
進捗状況を見て、ワーキングを2回実施予定。  
実際の評価の場、及び新しい施策の検討を、①NPOセンターとの意見交換、②委員内での意見交換、で行うことを想定

意見募集期間は概ね1か月。3月1日から31日までを想定

鎌倉市意見公募手続条例第3条各号に規定された対象となる政策等に該当していないが、本指針が本市における今後の市民活動及び協働の活性化のための方向性等を示すものであるため、市民等から広く意見を募集するもの

指針の適用は、令和8年度4月1日開始を目指す。